

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 流山市

標準税率収入額等 A	普通交付税率 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
23,248	713	1,164	25,124

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	38,536	37,211	1,325	772	867	37,449	
一般会計等	38,536	37,211	1,325	772		37,449	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業	3,418	3,221	197	4,587	79	11,481	425	法適用
公共下水道特別会計	4,848	4,757	91	20	1,060	18,380	9,245	
西平井・鶴ヶ崎土地区画整理事業特別会計	1,207	1,176	31	-	430	3,455	-	
国民健康保険特別会計	13,452	13,417	35	35	565	-	-	
介護保険特別会計	6,295	6,168	128	128	999	-	-	
老人保健医療特別会計	1,120	1,080	40	40	64	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,165	1,161	4	4	187	-	-	
公営企業会計等 計				4,814		33,316	9,670	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
北千葉広域企業団(水道用水供給事業)	11,258	9,635	1,623	3,070	-	50,151	103	法適用
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館運営特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県農村交通広域連携特別会計)	165	144	21	21	28	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
東葛中部地区総合開発事務組合	1,582	1,504	77	77	91	-	-	
一部事務組合等 計				13,482		50,151	103	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
流山市土地開発公社	Δ 1	75	5	-	-	-	32	-	
地方公社・第三セクター等 計			5	-	-	-	32	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,162	3,770	Δ 392
減債基金	1,252	1,146	Δ 106
その他充当可能基金	3,247	3,743	496
充当可能基金 計	8,661	8,659	Δ 2

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.98	3.07	0.09	Δ 12.08	Δ 20.00	水道事業	-	-	-
連結実質赤字比率	20.62	22.23	1.61	Δ 17.08	Δ 40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	8.7	8.4	Δ 0.3	25.0	35.0	西平井・鶴ヶ崎土地区画整理事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	56.9	49.5	Δ 7.4	350.0					
財政力指数	0.93	0.95	0.02						
経常収支比率	90.3	89.3	Δ 1.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 Δ20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。